

## 第5期 定時株主総会

# 招集ご通知



### 日時

2021年9月27日（月曜日）  
午前10時（受付開始午前9時30分）

### 場所

福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号  
ホテル日航福岡 新館2階「ラメール」  
（会場が前回と異なっております。末尾の会場案内  
をご参照ください。）

本年度は、株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。また例年実施している懇親会につきましても中止といたします。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 FCホールディングス  
証券コード：6542

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

### 目次

■ 第5期定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	5
（添付書類）	
■ 事業報告	10
■ 連結計算書類	31
■ 計算書類	43
■ 監査報告書	52

### 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場においては、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力をお願い申し上げます。

(証券コード 6542)  
2021年9月10日

株 主 各 位

福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号  
株式会社 FCホールディングス  
代表取締役社長 福 島 宏 治

## 第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会開催にあたっては、適切な新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施させていただいておりますが、株主の皆様におかれましては、ご自身の健康状態にご留意のうえ、当日の来場の要否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することも出来ますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年9月24日（金曜日）午後5時15分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年9月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号  
ホテル日航福岡 新館2階「ラメール」  
(会場が前回と異なっております。末尾の会場案内をご参照ください。)

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第5期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）  
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第5期（2020年7月1日から2021年6月30日まで）  
計算書類の内容報告の件

### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役1名選任の件  
**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

##### (1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

##### (2) インターネットによる議決権行使の場合

後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」(4ページ)をご確認のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、上記期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

以上

＊

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知の添付書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fchd.jp>) に掲載させていただきます。

# 議決権の行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

## 株主総会にご出席される方

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
(ご捺印は不要です)



開催日時

2021年9月27日 (月曜日)

午前10時 受付開始：午前9時30分

## 株主総会にご出席されない方

### 郵送 (書面) による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

議決権  
行使期限

2021年9月24日 (金曜日)

午後5時15分到着分まで

### インターネット による議決権行使



パソコンから当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください

議決権  
行使期限

2021年9月24日 (金曜日)

午後5時15分まで



## インターネットによる議決権行使方法のご案内

Step

**1** 議決権行使専用サイトへアクセス  
 議決権行使ウェブサイト  
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

**2** ログイン

**3** パスワード登録

以降は画面の案内に従ってご入力ください。



こちらのQRコードからのアクセスも可能です。



議決権行使書ウラ面に記載の「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード入力画面が出ますので、議決権行使書ウラ面に記載のパスワードを入力し、その後パスワードを変更してください。  
 ※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書」の左下に記載されております。

議決権行使書用紙の右下に記載された「初期パスワード」を入力し、実際にご使用になる「新しいパスワード」を設定し、「登録」をクリックします。

### 議決権行使のお取り扱い

- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- インターネットと議決権行使書用紙の両方で議決権行使をされた場合は、最後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。  
 なお、インターネットによる方法と議決権行使書用紙が同日に到着した場合は、インターネットによる方法を有効な議決権行使としてお取り扱いします。

### 議決権行使期限

2021年9月24日（金曜日）  
 午後5時15分まで

### システム等に関するお問い合わせ

- インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524 (受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

## 株主総会参考書類

議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、企業価値の持続的な向上を目指しつつ、安定配当方針の維持と利益還元の充実を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金20円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、94,229,420円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年9月28日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会から、本議案について1名の独立社外取締役と1名の社外取締役を含む指名／報酬等諮問委員会での審議を経て取締役会において適切に決定されており、特段の意見は無いと報告を受けています。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>ふくしま こうじ 福島宏治 (1959年2月12日生)</p> <p>【取締役会出席状況 (当事業年度)】 14回/14回 (出席率100%)</p>	<p>1983年4月 株式会社福山コンサルタント入社 2002年7月 同社総務本部経理部長 2004年10月 同社経営企画本部企画室長 2007年10月 同社執行役員経営企画室長 2009年9月 同社取締役経営企画室長 2011年10月 同社常務取締役経営企画室長 2012年7月 株式会社環境防災 取締役 2013年7月 株式会社環境防災 代表取締役 2014年9月 株式会社福山コンサルタント代表取締役 社長 戦略企画室長 2015年7月 同社代表取締役社長 企画本部長 2016年7月 同社代表取締役社長 (現任) 2017年1月 当社代表取締役社長 (現任)</p>	62,712株
	<p>【選任理由】</p> <p>福島宏治氏は、株式会社福山コンサルタントに1983年に入社し、総務・経理・財務関連分野ならびに海外業務や交通調査業務の各関係会社の運営に従事し、2002年に経理部長、2004年に企画室長など経営機構の中核を担ってきました。2009年には、同社取締役に就任し、経営企画室長として、経営計画・財務計画等の策定や資本政策の実施、M&amp;Aの実行ならびに買収会社の運営など、当社グループの経営戦略をリードしてきました。</p> <p>2014年に同社社長に就任後は、経営環境の変化に合わせて、持株会社化や監査等委員会設置会社への移行等を含むコーポレート・ガバナンスの強化を目指した施策、M&amp;Aによる当社グループの業容拡大を逐次実現しています。これらの実績を踏まえ、当社グループの事業継続に欠かせない人材であり、引き続き同氏を取締役として推薦いたします。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<b>新任</b> うちだともあき <b>内田智昭</b> (1967年6月5日生)	1992年7月 株式会社福山コンサルタント入社 2012年7月 同社本社事業部次長 2014年7月 同社本社事業部部長 2017年7月 当社経営企画室長 2018年7月 当社執行役員経営企画室室長(現任) 2018年9月 株式会社エコプラン研究所取締役 2020年7月 株式会社福山コンサルタント執行役員経営企画室長(現任) 2020年8月 福山ビジネスネットワーク株式会社取締役(現任)	7,450株
	<b>【選任理由】</b> 内田智昭氏は、株式会社福山コンサルタントに1992年に入社して以来、同社の中核事業である交通管理・計画、都市地域計画などの事業分野に従事し実務経験を積んできました。2014年には、最大数の技術系職員を抱える本社事業部部長として、当該事業地域の現場トップを務めました。これらの事業現場の経験を踏まえて、2018年7月には当社執行役員経営企画室長に就任し、当社グループ全体の経営計画の策定ならびに推進に重要な職責を果たしてきました。当社グループの中核事業である建設コンサルタント分野の見識が豊富であり、経営戦略の推進において欠かせない人材であることから、同氏を取締役として推薦いたします。		
3	<b>新任</b> まつだ はる ひさ <b>松田治久</b> (1966年4月15日生)	1990年4月 国際電信電話株式会社(現KDDI株式会社)入社 2002年2月 イントラネット株式会社代表取締役社長 2009年11月 妙高酒造株式会社代表取締役社長 2018年11月 株式会社F Cホールディングス入社 経営企画室担当部長 2020年6月 株式会社地球システム科学監査役(現任) 2020年7月 当社経営企画室執行役員部長(現任) 2020年8月 株式会社SVI研究所監査役(現任)	4,051株
	<b>【選任理由】</b> 松田治久氏は、当社に2018年に入社し、経営企画室において主に広報、法務並びにM&Aを担当する企画推進部長として勤務し、株式会社地球システム科学との株式譲渡契約の締結等にも大きな役割を果たしてきました。また、当社入社前には、複数社の代表取締役を歴任するなど法人経営における経験も豊富に備えています。これらを踏まえて、当社グループの経営計画の推進ならびにコーポレート・ガバナンスの一層の強化において欠かせない人材であることから、同氏を取締役として推薦いたします。		

- (注) 1.各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2.内田智昭氏、松田治久氏は、新任の取締役です。  
 3.当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。



### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役高嵯愛一氏は任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
新任  むら かみ とも こ <b>村上知子</b> (1977年5月30日生)	2004年11月 新日本監査法人入所 2006年10月 あずさ監査法人入所 2008年5月 公認会計士登録 2013年1月 村上公認会計士事務所設立(現任) 2014年7月 如水税理士法人所属(現任) 2014年10月 如水監査法人所属(現任)	一株
<b>【選任理由および期待される役割】</b> 村上知子氏は、公認会計士として会計・経営に関して高度で幅広い知見を有しており、監査法人において多数の事業法人の監査業務を通じて、直接会社の経営に関与した場合と同様の豊富な経験を持っていることから、当社の経営に関して客観的・中立的な立場で監査と助言をいただけるものと判断しました。 新たに、監査等委員である社外取締役として推薦いたします。		

- (注) 1. 監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村上知子氏は、新任の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 当社は社外取締役候補者である村上知子氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく会社法第425条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。
5. 当社は、村上知子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任は、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p>ふくちまさよし 福地昌能 (1954年9月15日生)</p>	<p>1978年10月 監査法人中央会計事務所入社 1982年3月 公認会計士開業登録 1992年8月 中央監査法人社員 1995年7月 福地公認会計士事務所開設(現任) 2001年7月 北九州市住宅供給公社監事(現任) 2005年9月 株式会社福山コンサルタント補欠監査役 2012年6月 同社社外監査役 2012年9月 同社補欠監査役 2015年6月 株式会社大石産業監査役 2018年6月 株式会社大石産業取締役(監査等委員) (現任)</p>	<p>一株</p>
<p><b>【選任理由および期待される役割】</b> 福地昌能氏は、直接会社の経営に参画された経験はありませんが、当社の設立母体である株式会社福山コンサルタントのジャスダック上場時(1995年)における監査法人担当主査として当社グループの事業内容を熟知しています。また、長年にわたり、公認会計士としての多数の事業法人への関与を通じて、直接会社の経営に関与した場合と同様の豊富な経験を持っています。これらを踏まえて、当社の経営に関して客観的・中立的な立場で監査と助言をいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>		

- (注) 1.補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2.福地昌能氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。  
3.福地昌能氏が社外取締役に就任した場合には、会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく会社法第425条第1項の損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とします。  
4.当社は、監査等委員である取締役を含む取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。なお、補欠の監査等委員が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。  
5.福地昌能氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合には、当社は独立役員として届け出を行う予定です。

以上

(添付書類)

# 事業報告

(2020年7月1日から  
2021年6月30日まで)

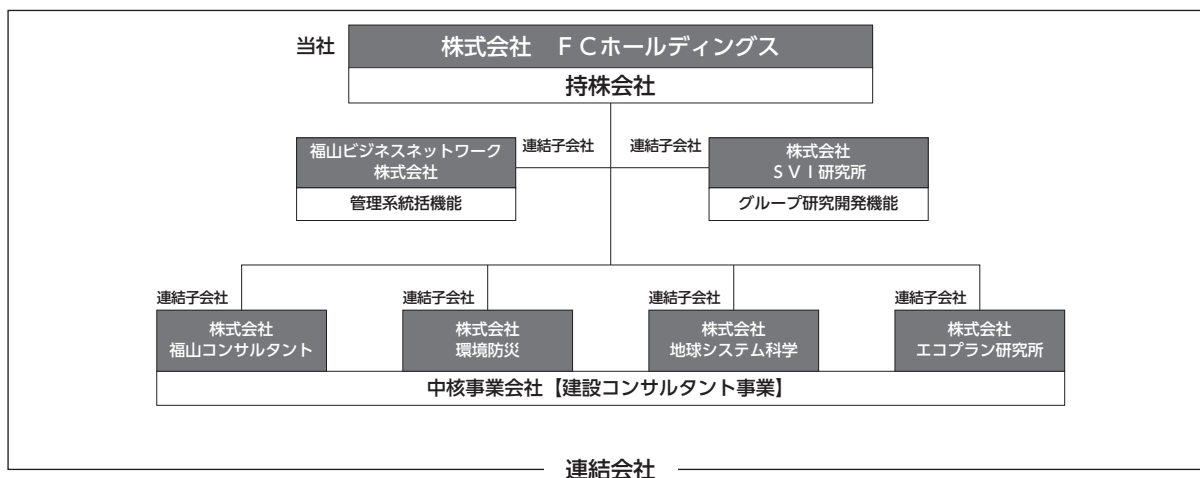
## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 主な事業内容

当社グループは、当社と子会社6社で構成され、国内市場では政府機関や地方公共団体、鉄道会社、高速道路会社等を、海外市場では国際協力機構等を主な顧客として、社会資本整備に関わる調査、計画、設計、検査試験等を主要業務とする建設コンサルタント事業を行っています。株式会社エコプラン研究所は、2020年7月1日をもって株式の100%を取得し、連結子会社となりました。

なお、当社のグループ体制および事業分野の業務内容は以下のとおりです。

【グループ体制】(2021年6月30日現在)



## 【建設コンサルタント事業分野の業務内容】

事業分野	業務内容
モビリティ形成事業	人やモノの移動に関する調査・解析、需要予測・分析、シミュレーション技術を活かして、快適で効率的な「移動」を実現するための施策の提案、交通施設の整備・改善等に関するコンサルティングサービスを提供します。
環境、都市・地域創生事業	自然環境や社会環境に関する調査・分析・評価、各種の計画策定技術を活かして、環境の維持・保全・改善に関するコンサルティングサービスを提供します。海外の水資源開発、管理のコンサルティングサービスを通じて国際貢献に参画しています。
	人口減少を伴う少子高齢化、地域経済の衰退等の都市や地域の課題解決に向けた各種計画策定、各種施設計画策定、公共サービスへの民間活力導入支援等のコンサルティングサービスを提供します。
社会インフラ、防災事業	国内外での新幹線プロジェクト、高速道路・一般道路、各種構造物の新設のための計画・設計、事業管理・施工管理等に関するコンサルティングサービスを提供します。
	鉄道や道路の構造物に関する点検・試験・診断・監視・予測・補修設計の技術を活かし、老朽化したインフラの保全、長寿命化等のコンサルティングサービスを提供します。
	新たな地域開発や鉄道・道路整備に関する防災対策計画、地震、豪雨災害に備える防災施設の整備計画、被災地の緊急復旧、被災後の復興事業計画・設計などのコンサルティングサービスを提供します。

## (2) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、変異を重ねつつ全世界的に流行する新型コロナウイルス感染症の影響により社会経済活動が広範囲にわたり抑制されました。各国政府の政策支援による景気押し上げ効果を受けて、世界経済成長率（GDP伸び率）においては統計上の回復傾向が見られるものの、実体経済の不透明感を払拭するまでには至っていません。

わが国経済も、世界経済と同様の状況に置かれました。巣ごもり関連やリモートワーク関連の需要などにより一部に堅調な業績となっている業界がありますが、全体としては停滞した傾向が今なお続いています。なお、株式市場は、進んできたワクチン接種による効果とポストコロナ社会への期待等を先取りする形で比較的堅調に推移していますが、実体経済の回復時期を見通せる段階までには至っていません。

当社グループの属する建設コンサルタント業界は、国の予算早期成立や公共投資規模の

持続を受けて、概ね堅調に推移しました。2021年6月には、ポストコロナ社会に向け、グリーン社会の実現、デジタル化の加速、活力ある地方創り等の改革の基本方針が国から公表され、新たな社会ニーズへの対応が強く求められているところです。

このような状況の中で、当社グループは2期目を迎えた中期経営計画「Co-creation (共創) 22」(共創する技術サービス)に基づいて、以下を基本戦略として事業活動を強化しています。①防災、環境など拡大が見込まれる分野へのコンサルティング業務の多分野化、②国内の空白地域への進出や海外展開の加速化を中心とした市場の拡張、③民間分野の拡大による顧客の多層化の3点です。これらの戦略推進にあたっては、高度専門人材の強化、グループ内・外の連携推進、DXによる業務・生産工程改革や多様な働き方の定着施策などを進めました。また、2020年12月には「SDGs宣言」を発出して、持続可能な社会の実現への取り組みをグループ全社で強化しています。

事業会社毎の概況としては、主要子会社である株式会社福山コンサルタントでは、茨城県守谷市と進めている戦略的グリーンインフラ推進プロジェクトにおいて「第1回グリーンインフラ大賞生活空間部門」の国土交通大臣賞を受賞しました。同社では、他にも京都産業大学や民間企業と協力して、デジタル技術を用いたグリーンインフラ活用・モニタリングシステム構築に関するプロジェクトである「グリーンインフラDXプロジェクト」をスタートしました。また、北九州市に提案し採択された「環境未来技術開発助成事業」では、グループ会社である株式会社エコプラン研究所などとの協力により、新技術を活用した循環型社会の実現に向けた事業活動を進めています。重点強化中の防災分野では、研究開発の成果として市場投入したAI水位予測システム導入のコンサルティングや「ICT技術を活用した橋梁下部工モニタリング」の受注が順調に増加しています。さらに、2020年7月豪雨災害で氾濫した球磨川水系の河川整備計画業務を受注するなど、河川防災業務の拡大を図っています。地方活性化分野や民間の資金やノウハウを活用するPPP/PFI関連事業分野では、沖縄コザ運動公園サッカー場跡地整備運営事業のPark-PFI事業に参加するなど、着実に新たな分野の受注を増やしています。これらの活動により、国ならびに関係顧客からの業務表彰や感謝状は過去最多を数えるレベルに達しました。

四国を拠点とする株式会社環境防災では、地元徳島県下での受注が堅調に推移しており、さらに戦略的な展開を強化している愛媛地域においては、防災関連分野の顧客基盤強化策として2021年3月に新たに宇和島営業所を開設しました。

開発途上国向けの防災、水資源開発業務を主力とする株式会社地球システム科学は、新型コロナウイルス感染症の影響による海外渡航制限等により現地での生産活動に制約が生じていますが、国内業務への振り替えやリモートによる遠隔業務実施の工夫を進めています。受注高は計画どおり確保できていることから、対象地域におけるワクチン接種の拡大

などにより業績も徐々に回復して来るものと見込んでいます。

株式会社エコプラン研究所では、主要分野の自然環境調査・計画等においてグループ会社との連携による受注力強化や成果品質の高度化に加え、地域での環境教育やビオトープ施設の管理運営を通じたSDGs活動を推進しており、その一環として、自治体との生物多様性に関する連携協定を予定しています。

株式会社SVI研究所では、移動履歴情報システムに関する特許を出願するなど、人の“流れ”を可視化するサービス「Fracti」の提供を開始し、マーケティング分野など新規事業の拡大を図っています。

以上の結果、当連結会計年度は、連結対象範囲の拡大に加え、国内の公共事業が堅調だったことを受けて、受注高は86億18百万円（前年同期比6.5%増）、売上高は81億89百万円（同10.5%増）と過去最高を更新しました。

損益面では、売上高の増加に伴い、経常利益は9億39百万円（同9.4%増）と過去最高を更新しましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、新型コロナウイルス感染症拡大による海外渡航制限等の外部環境の急変と開発途上国における事業活動の回復期間を考慮して、株式会社地球システム科学に係るのれんの減損損失2億66百万円を特別損失に計上した結果3億72百万円（同27.8%減）となりました。

なお、不動産賃貸事業については、前連結会計年度の事務所用物件の取得により、当社と取得時の借入人との間で賃貸借契約を締結していることから賃貸収入が発生しています。その結果、売上高は52百万円、うち外部顧客への売上高は7百万円となり、セグメント営業利益は13百万円となりました。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は3億70百万円であり、その主なものは、前連結会計年度に取得した株式会社福山コンサルタント東京支社事務所用の残床分の追加取得です。



#### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (5) 対処すべき課題

各国政府の継続した政策支援やワクチン接種の拡大による実体経済の回復が期待されるものの、同感染症の収束までには相当の期間が必要であると予想され、国内外の経済は依然として予断を許さない状況で推移していくものと思われます。

一方、当社グループの属する建設コンサルタント業界にあつては、国内では、防災・減災事業や、橋梁・道路等の老朽化対策事業、地方創生事業等が大きなテーマとなっています。政府による国土強靱化のための5か年加速化対策が決定された点等を踏まえて、公共事業予算は一定の規模が継続確保されると予想しています。当社としては、中期経営計画最終年として、掲げた戦略を着実に実行していくとともに、グループマネジメントの強化、ICT活用による業務効率化を推進し、高い水準で次期中期経営計画につなげていく所存です。

次期（2022年6月期）の連結業績見通しについては、新型コロナウイルス感染症の影響が継続すると見込んで、売上高85億円を計画し、収益面については、営業利益9億50百万円、経常利益9億50百万円、親会社株主に帰属する当期純利益6億円を見込んでいます。

2022年6月期の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用するため、上記の連結業績予想は当該会計基準等を適用した後の金額となっており、対前期増減率は記載しておりません。

なお、配当金については、上記の業績見通し並びに2021年7月1日付で実施した普通株式1株につき1.1株の株式分割を考慮して普通配当20円を期首における計画値としています。

(6) 財産および損益の状況  
 企業集団の財産および損益の状況

(単位：千円)

区分 \ 期別	第2期 (2017年7月1日から 2018年6月30日まで)	第3期 (2018年7月1日から 2019年6月30日まで)	第4期 (2019年7月1日から 2020年6月30日まで)	第5期 (当連結会計年度) (2020年7月1日から 2021年6月30日まで)
受 注 高	7,180,668	7,419,337	8,094,787	8,618,945
売 上 高	6,706,603	7,335,749	7,412,721	8,189,192
経 常 利 益	748,329	737,187	858,173	939,084
親会社株主に帰属する当期純利益	510,265	455,709	517,555	372,029
1株当たり当期純利益	104円53銭	92円49銭	103円30銭	73円02銭
純 資 産	4,178,710	4,447,023	4,860,495	5,225,678
1株当たり純資産	853円75銭	898円23銭	963円48銭	1,019円60銭
総 資 産	5,662,312	6,069,087	9,278,031	9,404,000

- (注) 1. 当社は、信託型従業員持株インセンティブ・プランおよび株式給付信託を導入しています。野村信託銀行(株)「FCホールディングスグループ社員持株会専用信託口」(以下、「持株会信託口」)および(株)日本カस्टディ銀行(信託E口)(以下、「株式給付信託口」)が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。
2. 当社は2019年7月1日付、2020年7月1日付および2021年7月1日付で、いずれも普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っています。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しています。
3. 1株当たり当期純利益は、期中の平均株式数に基づき算出しています。
4. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第3期の期首から適用しており、第2期に係る企業集団の財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。



## (7) 重要な親会社および子会社の状況 (2021年6月30日現在)

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金又は 出資金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社福山コンサルタント	400百万円	100.0%	全国における建設コンサルタント事業
株式会社環境防災	90百万円	100.0%	四国地方における建設コンサルタント事業および検査試験
株式会社地球システム科学	40百万円	100.0%	海外における防災・水・環境ビジネスを中心とした建設コンサルタント事業
株式会社SVI研究所	20百万円	100.0%	当社グループ全体の研究開発
株式会社エコプラン研究所	30百万円	100.0%	九州地方における自然環境調査、環境アセスメントおよび指定管理業務
福山ビジネスネットワーク株式会社	30百万円	100.0%	当社グループにおける、事業化支援と管理部門業務の代行

(注) 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は以下のとおりです。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式総額	当社の総資産額
株式会社福山コンサルタント	福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号	2,702百万円	4,696百万円

## (8) 主要な事業所 (2021年6月30日現在)

- ① 当社  
本社 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号

## ② 子会社の主要な事業所

株式会社福山コンサルタント

- 本社 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号  
北九州本社 北九州市小倉北区鍛冶町二丁目1番6号  
中四国支社 広島市東区光町二丁目1番24号  
東京支社 東京都文京区後楽二丁目3番21号  
東北支社 仙台市青葉区二日町13番17号

株式会社環境防災

本 社 徳島市鮎喰町一丁目57番地

株式会社地球システム科学

本 社 東京都新宿区新宿一丁目23番地1号

株式会社S V I 研究所

本 社 東京都文京区後楽二丁目3番21号

株式会社エコプラン研究所

本 社 北九州市若松区高須西一丁目14番13号

福山ビジネスネットワーク株式会社

本 社 福岡市博多区博多駅東三丁目6番18号

(9) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
404名 (181名)	32名増 (12名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、契約職員(嘱託含む)は( )内に年間の平均人数を外数で記載しています。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6名	—	47.1歳	13.9年

(注) 1. 使用人数は就業人員です。  
2. 平均勤続年数の算定にあたっては、株式会社福山コンサルタントにおける勤続年数を通算しています。

## (10) 主要な借入先 (2021年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社もみじ銀行	750,000千円
株式会社西日本シティ銀行	375,000千円
株式会社福岡銀行 (注)	304,690千円
株式会社十八親和銀行	225,000千円
株式会社広島銀行	150,000千円
株式会社りそな銀行	150,000千円

(注) 内訳は、当社の長期借入金として300,000千円および信託型従業員持株インセンティブ・プランにより設定されたFCホールディングスグループ社員持株会専用信託が借入した4,690千円です。

## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2021年6月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式総数 4,711,471株（自己株式442,161株を除く）
- ③ 株主数 2,816名（前期比95名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
F C ホールディングスグループ社員持株会	360千株	7.65%
株 式 会 社 も み じ 銀 行	219	4.66
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	182	3.88
株 式 会 社 福 岡 銀 行	177	3.78
株 式 会 社 十 八 親 和 銀 行	160	3.42
吉 田 知 広	154	3.28
奥 村 学	154	3.27
光 通 信 株 式 会 社	126	2.69
丸 田 稔	99	2.11
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	84	1.79

- (注) 1. 当社は自己株式442,161株を所有していますが、上記大株主からは控除しています。  
 2. 持株会信託口が保有する当社株式400株および株式給付信託口が保有する当社株式51,764株は、上記の自己株式には含めていません。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）	7,610株	3名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	—	—
監査等委員である取締役	—	—

⑥ その他株式に関する重要な事項

2021年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式総数（自己株式442,161株を含む）が515,363株増加し、5,668,995株となっています。

なお、株式分割後の発行可能株式総数は12,000,000株であり、変更ありません。

### 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2021年6月30日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
福島 宏 治	代表取締役社長	株式会社福山コンサルタント 代表取締役社長
山 根 公 八	取締役	株式会社福山コンサルタント 代表取締役副社長執行役員事業本部長 株式会社地球システム科学 代表取締役
立 石 亮 祐	取締役	株式会社福山コンサルタント 取締役常務執行役員 福山ビジネスネットワーク株式会社 監査役
高 寄 愛 一	取締役（監査等委員）	株式会社福山コンサルタント 監査役 株式会社地球システム科学 監査役
野 田 仁 志	取締役（監査等委員）	税理士（野田仁志税理士事務所）
高 山 和 則	取締役（監査等委員）	湯布高原株式会社 代表取締役社長執行役員

- (注) 1. 取締役（監査等委員）野田仁志氏および高山和則氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は野田仁志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
2. 取締役（監査等委員）野田仁志氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 取締役（監査等委員）高寄愛一氏は、常勤の監査等委員です。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、重要な会議への出席、日常的な情報収集、業務執行部門からの定期的な業務報告の聴取、監査室との密接な連携により得られた情報を監査等委員全員で共有することを通じて、監査等委員会の実効性を高めるためです。
4. 当社および当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しています。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしています。

### (2) 当事業年度中の取締役の異動

#### 退任および就任

2020年9月24日付をもって、高山和則氏は取締役（監査等委員）に就任し、福田玄洋氏は取締役（監査等委員）を退任しました。

## (3) 取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	定額報酬	賞与	株式報酬	合計
取締役（監査等委員を除く）	3名	39,870千円	5,600千円	7,151千円	52,621千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (3名)	12,330千円 (5,550千円)	— (—)	— (—)	12,330千円 (5,550千円)
合 計	7名	52,200千円	5,600千円	7,151千円	64,951千円

- (注) 1. 株主総会の決議による取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額年額150,000千円  
2. 株主総会の決議による取締役（監査等委員）の報酬限度額年額 30,000千円

## (4) 報酬等の内容の決定に関する方針

## ① 取締役の報酬の決定方針

当社では、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針に基づき、企業価値の継続的向上につながり、各取締役の業務執行・経営監督の機能が適切に発揮されるよう、2017年1月4日開催の指名／報酬諮問委員会に諮問し、同日開催の取締役会において役員報酬制度を定めています。当社の役員報酬制度の基本的な考え方は以下のとおりです。

## a. 報酬水準の考え方

当社役員が担うべき機能・役割、当社業績水準等に応じた報酬水準とします。また、当社が目指す業績水準を踏まえ、経営層の報酬として、業績の達成状況等に応じた報酬水準を実現することで、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図ります。

## b. 報酬構成の考え方

取締役（監査等委員を除く。）の報酬については、固定報酬、業績と連動した賞与のほかに、株主価値との連動性をより強化した株式報酬を設けることで、より中長期的な企業価値向上を意識づける報酬構成としています。

監査等委員である取締役については、適切にその役割を担うため、独立性を確保する必要があることから、固定報酬のみを支給し、業績により変動する報酬は支給しません。

c. 報酬ガバナンスについて

取締役（監査等委員を除く。）の報酬の決定方針、報酬水準・構成の妥当性、その運用状況等については、取締役会の諮問機関であり、社外取締役が過半数を占める指名／報酬諮問委員会において審議し、取締役会はその答申を尊重します。

② 取締役の報酬制度

当社の取締役の報酬制度は株主総会の承認を経て以下のとおり定めています。

a. 監査等委員を除く取締役

定額報酬は、役職毎、職責毎に基づき毎月定額を支給します。

賞与は、その期の業績に応じて算定します。

株式報酬は、株主の皆様と更なる価値共有を進めること、および当社の中長期の業績との連動性を一層高め企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的としています。なお、本制度により支給される株式は「継続勤務型譲渡制限付株式」と「業績連動型譲渡制限付株式」で構成しており、その具体的な支給条件は以下のとおりです。

- ・「継続勤務型譲渡制限付株式」は、一定期間継続して当社の取締役を務めることを条件として支給します。
- ・「業績連動型譲渡制限付株式」は、当社の中長期的な業績目標達成を目標に、営業利益率10%、ROE（自己資本利益率）10%の同時達成を条件として支給します。

報酬総額は、2019年9月26日開催の第3期定時株主総会において承認された年額150百万円以内とし、その内訳は、定額報酬と賞与の総額を年額100百万円以内、株式報酬総額を年額50百万円以内とします。決議の対象とされていた監査等委員を除く取締役の員数は3名です。

b. 監査等委員である取締役

「役員報酬・賞与規程」に基づき、職責に応じて毎月定額を支給します。

報酬総額は、2017年9月26日開催の第1期定時株主総会において承認された年額30百万円以内とします。決議の対象とされていた監査等委員である取締役の員数は3名です。



### ③ 取締役の報酬の決定方法

報酬については、「役員報酬・賞与規程」に基づき、取締役個人別の報酬について指名／報酬諮問委員会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、取締役会においてその答申を踏まえて決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しています。

#### a. 監査等委員を除く取締役

取締役会において検討された報酬額について、以下に示す指名／報酬諮問委員会の審議・答申を受けて取締役会において決定しています。

- ・2020年7月31日 第5期第1回指名／報酬諮問委員会：第4期取締役賞与案を審議し、妥当と答申。
- ・2020年8月28日 第5期第2回指名／報酬諮問委員会：第5期取締役定額報酬案および譲渡制限付株式報酬の個別配布案を審議し、妥当と答申。
- ・2020年9月24日 第5期第3回指名／報酬諮問委員会：第5期役付取締役の人事案、子会社の役員人事案および報酬案を審議し、妥当と答申。
- ・2021年4月1日 第5期第4回指名／報酬諮問委員会：第6期監査等委員人事案を審議し、妥当と答申。

#### b. 監査等委員である取締役

年額30百万円の支給枠内で監査等委員会の協議によって個別報酬を決定しています。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者兼職状況

氏名	兼職その他の状況
野田仁志	税理士（野田仁志税理士事務所）
高山和則	湯布高原株式会社 代表取締役社長執行役員

(注) 当社と取締役（監査等委員）野田仁志氏および高山和則氏との間の重要な取引はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席状況		主な活動状況
	取締役会	監査等委員会	
野田仁志	14回中14回	11回中11回	社外取締役として、常勤監査等委員および監査室から報告を受け、取締役会に出席し、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、適宜助言・提言を行っています。特に、税理士として、主に税務・会計に関する専門的な見地から、必要に応じて質問を行い、意見を述べました。
高山和則	12回中12回	9回中9回	社外取締役として、常勤監査等委員および監査室から報告を受け、取締役会に出席し、取締役の職務執行の適法性を中心に監査し、適宜助言・提言を行っています。特に、長年の金融機関における経験と、経営に携わった見識をもとに幅広い観点から発言をしており、監査体制の強化を図っています。

(注) 2020年9月24日より就任した高山和則氏につきましては、就任以降に開催した取締役会および監査等委員会を対象とした出席回数です。

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と野田仁志氏および高山和則氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

## 5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分していませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 会計監査人の報酬額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が3百万円あります。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事実が発生した場合には、監査等委員会の決議に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムをコーポレート・ガバナンスの根幹的な実行手段と位置付け、その基本的な方針と実施体制を整備しかつ維持しています。

#### ① 当社および子会社の取締役および使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社および子会社のすべての役職員は、定款、組織規程、職務権限規程等の内部諸規程ならびに会社法、技術士法をはじめとする関係法令等の理解と実践が、社会規範を順守した行動の基本であることを強く認識し、事業部門と事業地域にまたがる横縦断的組織編制によって、常に複数者による業務執行管理体制を整えています。

ロ. 取締役会は、事務局を設置し、必要に応じて社外専門家の意見を求めて、議案の事前および事後チェックを継続しています。

ハ. 監査室は、内部統制基本方針書に基づき、内部監査ならびに役職員教育を定期的かつ適時に実施し、当社および子会社の業務が法令、定款および諸規定に適合している状態を維持、継続していく役割を果たすことで、経営の健全性および効率性の向上を図っています。

ニ. 社内において組織または個人による不正行為やハラスメント等が行われた際、役職員等が社外の弁護士に直接通報できる「外部ホットライン」を整備するとともに、通報者に対して不利益がないことを確保しています。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会事務局は、取締役会の議事録、取締役の職務に係る稟議書等の決裁書類および各種契約文書等を、文書管理規程に基づき保存・管理し、適時に監査室による内部監査によってその適法性確認を受ける体制としています。

#### ③ 当社および子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社および子会社は、「リスク管理マニュアル」を作成し、全役職員に対し周知徹底しています。また、突発的な危機に備えるために危機管理事務局を設置するとともに、全役職員に対して定期的な説明会を実施し、逐次変化するリスクの特定とその対策の決定およびモニタリングの実効性を高めることで、適時かつ正確なリスク情報が取締役に報告される体制を維持しています。

④ **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、経営計画に関する規程に基づき、長期・中期・年次の経営計画および財務計画を体系的に策定し、計画達成のための戦略立案者と施策実行者との役割分担と評価指標を明確にしています。なお、子会社は、当社に準じて経営計画等を作成し実行するとともに、毎月度に当社取締役会へ計画達成状況の報告を行う体制としています。

また、当社の代表取締役社長が当社および子会社の全役職員に対し、長期・中期・年次の経営計画等を説明する機会を継続的に設けて、戦略・施策の浸透を図っています。

⑤ **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、子会社から定期的に業務執行および財務状況の報告を受ける管理体制を構築しています。

⑥ **当社および子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制  
その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

イ. 取締役並びに使用人からの報告は取締役会において行うことを基本としています。

ロ. 監査等委員会は、必要に応じて役職員に対して随時個別に報告を求めることができます。その他、稟議書や決裁書類についても、必要に応じて閲覧を請求することができます。

ハ. 監査等委員会は、監査の実効性を高めるため、代表取締役社長および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を行っています。

⑦ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性ならびに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を常設し、使用人を置きます。取締役会は監査等委員会の同意のうえ、原則として定時株主総会後の取締役会において当該使用人を任命しています。

また、当該使用人が監査等委員会の職務の補助を行う際には、指揮命令権は監査等委員会に属するものとして、当該使用人の独立性を確保しています。

⑧ **監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いは行わないことを取締役会において決議し役員職員に対して周知しています。

⑨ **監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針**

監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行います。

なお、監査等委員は、当該費用の支出にあたってはその効率性および適正性に留意します。

⑩ **反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況**

イ. 市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して、毅然とした態度で臨み、顧問弁護士・警察等外部機関と連携することで、これらの関係を一切遮断することを基本方針としています。

ロ. 上記基本方針の実践のため、「リスク管理マニュアル」を作成し、その履行を全社員に周知徹底しています。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記の基本方針に基づき具体的な取組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備が生じていないかのモニタリングを常時行っています。併せて、内部統制システムの重要性和法令遵守に対する意識づけを図るため、監査室が中心となり、当社および子会社の担当部門に対して教育・研修を実施しています。

## (2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めていません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しており、比率は表示単位未満を四捨五入して表示しています。

# 連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>4,237,220</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,602,284</b>
現金及び預金	2,203,039	業務未払金	304,017
完成業務未収入金	1,334,994	1年以内返済予定の長期借入金	650,000
未成業務支出金	599,012	未払金	284,331
その他	105,455	未払法人税等	288,464
貸倒引当金	△5,281	未払消費税等	335,948
		未成業務前受金	518,221
		受注損失引当金	24,141
		その他	197,158
<b>固 定 資 産</b>	<b>5,166,780</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,576,038</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>3,943,215</b>	長期借入金	1,304,690
建物及び構築物	1,518,086	繰延税金負債	30,874
機械装置及び運搬具	61,788	役員退職慰労引当金	136,805
工具器具及び備品	124,362	退職給付に係る負債	79,002
土地	2,238,977	その他	24,665
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>308,708</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,178,322</b>
のれん	278,560	<b>(純資産の部)</b>	
その他	30,148	<b>株 主 資 本</b>	<b>5,257,473</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>914,856</b>	資本金	400,000
投資有価証券	53,516	資本剰余金	883,250
繰延税金資産	163,662	利益剰余金	4,220,188
退職給付に係る資産	431,536	自己株式	△245,965
その他	270,640	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△31,795</b>
貸倒引当金	△4,500	その他有価証券評価差額金	8,358
		退職給付に係る調整累計額	△40,154
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>5,225,678</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,404,000</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>9,404,000</b>



# 連結損益計算書

(自 2020年7月1日)  
(至 2021年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,189,192
売上原価		5,726,180
売上総利益		2,463,011
販売費及び一般管理費		1,567,661
営業利益		895,349
営業外収益		65,229
受取利息	57	
受取配当金	1,991	
受取保証料	5,503	
保険解約戻金	31,544	
助成金の収入	17,975	
その他	8,157	
営業外費用		21,495
支払利息	17,593	
固定資産除却損	3,278	
その他	623	
経常利益		939,084
特別損失		266,000
減損損失	266,000	
税金等調整前当期純利益		673,084
法人税、住民税及び事業税	382,980	301,054
法人税等調整額	△81,926	
当期純利益		372,029
親会社株主に帰属する当期純利益		372,029

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2020年7月1日)  
(至 2021年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	400,000	876,424	3,952,312	△293,827	4,934,909
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△106,518		△106,518
親会社株主に帰属する 当期純利益			372,029		372,029
自己株式の取得				△1,867	△1,867
自己株式の処分		12,771		49,729	62,501
連結範囲の変動			2,364		2,364
連結子会社株式の取得による 持分の増減		△5,945			△5,945
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	6,826	267,876	47,862	322,564
当期末残高	400,000	883,250	4,220,188	△245,965	5,257,473

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	5,110	△82,280	△77,170	2,756	4,860,495
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△106,518
親会社株主に帰属する 当期純利益					372,029
自己株式の取得					△1,867
自己株式の処分					62,501
連結範囲の変動					2,364
連結子会社株式の取得による 持分の増減					△5,945
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	3,247	42,126	45,374	△2,756	42,618
連結会計年度中の変動額合計	3,247	42,126	45,374	△2,756	365,182
当期末残高	8,358	△40,154	△31,795	-	5,225,678

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

連結子会社の数	6社
連結子会社の名称	株式会社福山コンサルタント 株式会社環境防災 株式会社地球システム科学 株式会社S V I 研究所 株式会社エコプラン研究所 福山ビジネスネットワーク株式会社

##### 連結範囲の変更

当連結会計年度より、株式会社エコプラン研究所は重要性が増したため連結範囲に含めております。

##### ② 主要な非連結の子会社の状況

該当ありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

### 2. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

##### ① 有価証券

##### その他有価証券

##### 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却

原価は移動平均法により算定）

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

##### 未成業務支出金

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物 8年～50年

工具器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は当該残価保証額、それ以外は零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 受注損失引当金

受注業務に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注業務に係る損失見込額を計上しています。

③ 役員退職慰労引当金

子会社1社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しています。

(4) のれんの償却に関する事項

のれんは、10年間の定額法により償却しています。ただし、重要性の乏しいものについては一括償却しています。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

- ② 消費税等の会計処理  
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- ③ 連結納税制度の適用  
当社および連結子会社は、連結納税制度を適用しています。
- ④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用  
当社および一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。
- (6) 追加情報  
(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)
1. 信託型従業員持株会インセンティブ・プラン (E-Ship®)
- 当社は、第2期連結会計年度より、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、および株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しました。
- (1) 取引の概要
- 本プランは、「FCホールディングスグループ社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「FCホールディングスグループ社員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、2017年8月から5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。
- (2) 信託に残存する自社の株式
- 信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額および株式数は、316千円、400株です。
- (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額  
当連結会計年度末 4,690千円

## 2. 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、第3期連結会計年度より、当社の株価や業績と当社の従業員および当社グループ会社の従業員（以下、「従業員」といいます。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブ・プラン「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「本制度」といいます。)を導入しました。

### (1) 取引の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し、個人のマネジメントに対する貢献度や業績等に応じてポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権の取得をしたときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の当連結会計年度末の帳簿価額および株式数は、37,946千円、51,764株です。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当連結会計年度末の連結計算書類から適用し、連結計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

#### 4. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、のれん278,560千円です。

当該のれんは株式会社地球システム科学に関するもので、当連結会計年度において266,000千円の減損損失を計上しています。

のれんを評価するにあたり、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる場合や経営環境の著しい変化等、減損の兆候が識別された場合には、減損認識の判定を行います。減損の判定で必要な将来キャッシュ・フローの見積りの基礎になる中期経営計画等について、過去の実績および新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、進行遅延や工期延長が生じている当社グループの海外事業のプロジェクトの影響が、2021年10月頃から徐々に収束し、その後2年程度で売上高等が感染拡大前の水準までに回復する仮定をもとに、現在見込まれる経済状況を考慮しています。また、割引率については加重平均資本コストにより算定しています。

株式会社地球システム科学ののれん等の見積りおよび仮定について、将来の不確実な経営環境の変化により事業計画等の見直しが必要となり、将来キャッシュ・フローが帳簿簿価を下回った場合は、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

#### 5. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,395,162千円
- (2) 未成業務支出金および受注損失引当金の表示

損失が見込まれる受注契約に係る未成業務支出金および受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しています。

損失の発生が見込まれる受注業務に係る未成業務支出金のうち、受注損失引当金に対応する額は、15,141千円です。

## 6. 連結損益計算書に関する注記

(のれんの減損損失)

当社グループでは、開発途上国向け建設コンサルタント事業を主要業務とする当社の連結子会社である株式会社地球システム科学について、新型コロナウイルス感染症拡大による海外渡航制限等の外部環境の悪化並びにその継続を踏まえて今後の計画を見直した結果、当初想定されていた収益見込み期間のずれが予想される見込みとなりました。

そのため、当連結会計年度中において、同社に係るのれんの減損損失として266,000千円を特別損失に計上しています。

## 7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,153,632株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	515,921株	53,652株	75,248株	494,325株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、株式分割による増加51,592株、単元未満株式の買取による増加2,060株です。自己株式の数の減少は、取締役に対する譲渡制限付株式の付与による減少26,718株、持株会信託口からF Cホールディングスグループ社員持株会への売却による減少28,530株、株式給付信託口の給付による減少20,000株です。

2. 期末の株式数には、持株会信託口が保有する当社株式400株、株式給付信託口が保有する株式51,764株、合計52,164株を含みます。

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2020年9月24日開催の第4期定時株主総会において、次のとおり決議しました。

株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
普通株式	106,518千円	25円	2020年6月30日	2020年9月25日

(注) 配当金総額には、持株会信託口および株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金がそれぞれ657千円、1,631千円含みます。

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年9月27日開催予定の第5期定時株主総会において、次のとおり提案する予定です。

- ①配当金の総額 94,229千円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 20円
- ④基準日 2021年6月30日
- ⑤効力発生日 2021年9月28日

(注) 配当金総額には、持株会信託口および株式給付信託口が保有する当社株式に対する配当金がそれぞれ8千円、1,035千円含みます。



## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しています。

完成業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、信用情報の収集や毎月実施しているモニタリング等によりリスク低減を図っています。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月、時価の把握を行っています。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	2,203,039	2,203,039	—
(2)完成業務未収入金	1,334,994	1,334,994	—
(3)投資有価証券	50,418	50,418	—
資 産 計	3,588,452	3,588,452	—
(1)業務未払金	304,017	304,017	—
(2)未払金	284,331	284,331	—
(3)未払法人税等	288,464	288,464	—
(4)未払消費税等	335,948	335,948	—
(5)長期借入金 (※1)	1,954,690	1,954,690	—
負 債 計	3,167,453	3,167,453	—

※1. 1年以内返済予定の長期借入金を含めています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

#### (1)現金及び預金、(2)完成業務未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

#### (3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっています。

## 負債

(1)業務未払金、(2)未払金、(3)未払法人税等、(4)未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5)長期借入金

変動金利によるものであり短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きくは異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,098

これらについては市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めていません。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しています。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,019.60円

(2) 1株当たり当期純利益 73.02円

(注) 1.持株会信託口および株式給付信託口が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めています。

2.当社は2021年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っています。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しています。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割に関する注記)

当社は、2021年5月20日開催の取締役会決議に基づき、同年7月1日付で株式分割を実施しています。

### (1) 株式分割の目的

株式分割を行うことにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図ることを目的としています。

### (2) 株式分割の概要

#### ① 分割の方法

2021年6月30日（水）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき1.1株の割合をもって分割いたします。

#### ② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,153,632株
今回の分割により増加する株式数	515,363株
株式分割後の発行済株式総数	5,668,995株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000株（増減なし）

#### ③ 分割の効力発生日

2021年7月1日（木）

(注) 連結計算書類の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

# 貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,808,342</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,763,620</b>
現金及び預金	1,282,429	未払金	138,488
売掛金	230,147	未払法人税等	211,864
関係会社未収金	180,903	関係会社短期借入金	702,100
関係会社短期貸付金	61,000	1年以内返済予定の長期借入金	650,000
その他の他	53,861	預り金	5,934
		その他の他	55,232
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,027,178</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,304,690</b>
<b>(有形固定資産)</b>	<b>2,107,798</b>	長期借入金	1,304,690
建物	723,046		
建物附属設備	73,690		
工具器具備品	5,793		
土地	1,305,267		
<b>(無形固定資産)</b>	<b>13,386</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,068,310</b>
ソフトウェア	13,386	<b>(純資産の部)</b>	
<b>(投資その他の資産)</b>	<b>3,905,993</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,767,211</b>
関係会社株式	3,670,850	資 本 金	400,000
関係会社長期貸付金	200,000	資 本 剰 余 金	2,877,744
繰延税金資産	13,037	その他資本剰余金	2,877,744
その他の他	22,105	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,735,432</b>
		利益準備金	38,837
		その他利益剰余金	1,696,595
		繰越利益剰余金	1,696,595
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△245,965</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,767,211</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,835,521</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>7,835,521</b>

# 損 益 計 算 書

(自 2020年 7 月 1 日)  
(至 2021年 6 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>営 業 収 益</b>		
関係会社経営指導料	755,141	
関係会社受取配当金	459,000	
受取家賃	52,040	<b>1,266,181</b>
<b>営 業 費 用</b>		
販売費及び一般管理費	615,859	<b>615,859</b>
<b>営 業 利 益</b>		<b>650,321</b>
<b>営 業 外 収 益</b>		
受取利息	8,156	
受取保証料	3,756	
その他	611	<b>12,524</b>
<b>営 業 外 費 用</b>		
支払利息	16,700	<b>16,700</b>
<b>経 常 利 益</b>		<b>646,145</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>646,145</b>
法人税、住民税及び事業税	86,895	
法人税等調整額	△4,505	82,390
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>563,755</b>

## 株主資本等変動計算書

(自 2020年 7 月 1 日)  
(至 2021年 6 月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金
当期首残高	400,000	2,864,972	2,864,972	28,185	1,250,009
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△106,518
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て				10,651	△10,651
当期純利益					563,755
自己株式の取得					
自己株式の処分		12,771	12,771		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額					
事業年度中の変動額合計	-	12,771	12,771	10,651	446,585
当期末残高	400,000	2,877,744	2,877,744	38,837	1,696,595

	株主資本			純資産 合計
	利益剰余金	自己株式	株主 資本合計	
	利益剰余金合計			
当期首残高	1,278,195	△293,827	4,249,340	4,249,340
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	△106,518		△106,518	△106,518
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て				
当期純利益	563,755		563,755	563,755
自己株式の取得		△1,867	△1,867	△1,867
自己株式の処分		49,729	62,501	62,501
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計	457,236	47,862	517,870	517,870
当期末残高	1,735,432	△245,965	4,767,211	4,767,211

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準および評価方法

有価証券

関係会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物および建物附属設備は定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりです。

建物及び構築物 15年～50年

工具器具及び備品 4年～10年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

##### ② 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

##### ③ 連結納税制度の適用

当社は連結納税制度を適用しています。

④ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号2020年3月31日）を当事業年度末の計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しています。

## 3. 重要な会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、関係会社株式3,670,850千円です。当該関係会社株式には株式会社地球システム科学の株式711,871千円が含まれています。

当該関係会社株式は時価を把握することが極めて困難と認められる株式であることから、株式の発行会社の超過収益力等を反映した実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行う減損処理を実施することとしています。当事業年度においては、実質価額の著しい低下が認められなかったことから株式の減損処理は実施していません。

なお、実質価額については、連結貸借対照表に計上されているのれんと同様の見積りの要素が含まれません。

## 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	39,129千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	249,757千円
短期金銭債務	82,116千円



## 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

営業取引による取引高

営業収益 1,258,541千円

営業費用 293,565千円

営業取引以外の取引による取引高 8,503千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	515,921株	53,652株	75,248株	494,325株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、株式分割による増加51,592株、単元未満株式の買取による増加2,060株です。自己株式の数の減少は、取締役に対する譲渡制限付株式の付与による減少26,718株、持株会信託口からF Cホールディングスグループ社員持株会への売却による減少28,530株、株式給付信託口の給付による減少20,000株です。
2. 期末の株式数には、持株会信託口が保有する当社株式400株、株式給付信託口が保有する株式51,764株、合計52,164株を含みます。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等 6,555千円

関係会社株式 50,500千円

その他 14,521千円

繰延税金資産の小計 71,578千円

評価性引当額 △50,500千円

繰延税金資産の合計 21,077千円

繰延税金負債

持株会信託口 8,039千円

繰延税金負債の合計 8,039千円

繰延税金資産の純額 13,037千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の 内 容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	(株)福山コ ンサルタント	福岡市 博多区	400,000	建設コンサル タント事業	所有 直接 100.0	経営指導 役員の兼任 資金の借入 資金の貸付	経営指 導料の 受取 (注1)	717,141	売掛金	215,755
							資金の 借入	820,000	関係会社 短期借入金	702,100
							利息の 支払 (注2)	353	—	—
							資金の 貸付	2,400,000	—	—
							利息の 受取 (注3)	5,751	—	—
子会社	(株)環境防 災	徳島市 鮎喰町	90,000	四国地方に おける建設 コンサルタ ント業およ び検査試験	所有 直接 100.0	経営指導 資金の貸付	資金の 貸付	210,000	—	—
							利息の 受取 (注3)	589	—	—
子会社	福山ビジ ネスネッ クワー ク(株)	福岡市 博多区	30,000	事業化支援 と管理部門 業務の代行	所有 直接 100.0	管理部門 業務委託	業務委 託料の 支払 (注4)	171,380	未払金	12,760

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の 内 容	議決権 等の所有割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	(株)SVI研究 所	東京都 文京区	20,000	グループ全 体の研究開 発と新規事 業の創出	所有 直接 100.0	研究開発委 託	業 務 委 託 料 の 支 払 (注4)	60,312	未払金	14,434
									未収入金	2,970
									仮払金	16,500
子会社	(株)地球シ ステム科 学	東京都 新宿区	40,000	防災・水・ 環境ビジネ スを主要事 業とする建 設コンサル タント業	所有 直接 100.0	資金の貸付	資金の 貸付	301,000	関係会社 貸付金	261,000
							利息の 受取 (注3)	1,809	—	—

## 取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 経営指導料については、双方協議のうえ合理的に決定しています。

(注2) 借入金金利は、市場金利を勘案して決定しています。

(注3) 貸付金金利は、市場金利を勘案して決定しています。

(注4) 業務委託料については、委託業務内容を勘案して双方協議のうえ合理的に決定しています。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 930.14円
- (2) 1株当たり当期純利益 110.66円
- (注) 1. 持株会信託口および株式給付信託口が所有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数から控除する自己株式に含めています。
2. 当社は、2021年7月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っています。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しています。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割に関する注記)

当社は、2021年5月20日開催の取締役会決議に基づき、同年7月1日付で株式分割を実施しています。

### (1) 株式分割の目的

株式分割を行うことにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることによって、投資家の皆様により投資しやすい環境を整え、流動性の向上および投資家層の更なる拡大を図ることを目的としています。

### (2) 株式分割の概要

#### ①分割の方法

2021年6月30日(水)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき1.1株の割合をもって分割いたします。

#### ②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	5,153,632株
今回の分割により増加する株式数	515,363株
株式分割後の発行済株式総数	5,668,995株
株式分割後の発行可能株式総数	12,000,000株 (増減なし)

#### ③分割の効力発生日

2021年7月1日(木)

(注) 計算書類の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月25日

株式会社F Cホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒牧秀樹 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社F Cホールディングスの2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社F Cホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年8月25日

株式会社F Cホールディングス  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 荒牧秀樹 ㊞  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社F Cホールディングスの2020年7月1日から2021年6月30日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月27日

株式会社 F Cホールディングス 監査等委員会

監査等委員 高 嵯 愛 一 ㊟

監査等委員 野 田 仁 志 ㊟

監査等委員 高 山 和 則 ㊟

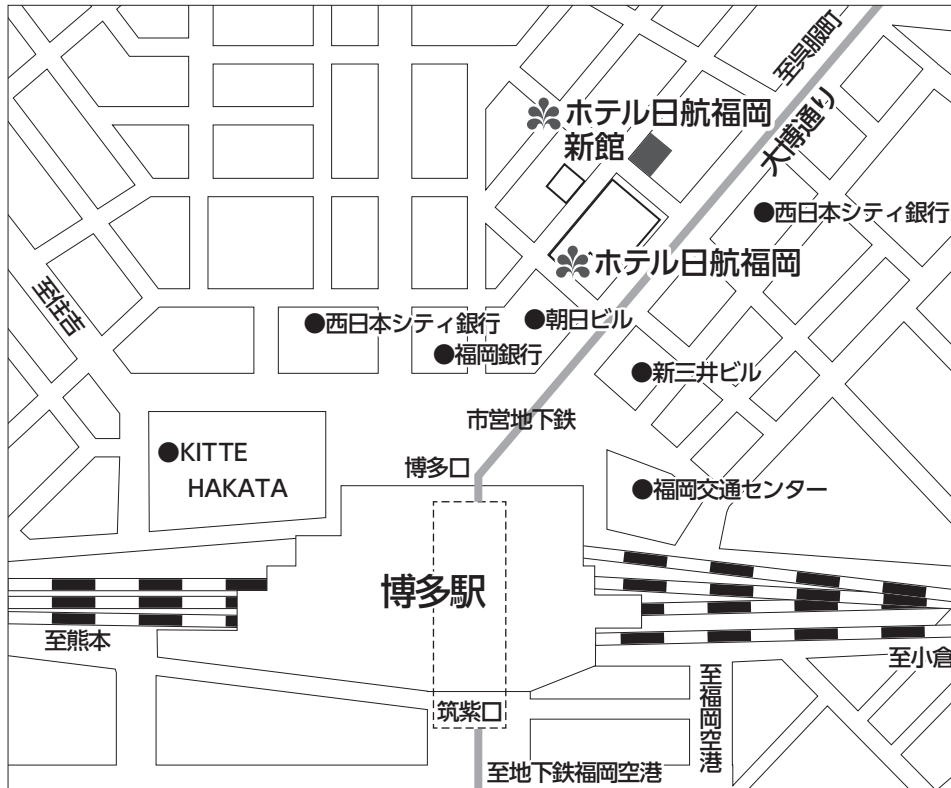
(注) 監査等委員 野田仁志及び高山和則は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上





## 第5期定時株主総会会場案内



場所：ホテル日航福岡 新館2階「ラメール」  
福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号

- J R ご利用の場合  
J R 鹿児島本線「博多駅」下車  
博多駅博多口より徒歩約3分
- 地下鉄ご利用の場合  
地下鉄空港線「博多駅」下車  
博多駅博多口より徒歩約3分